

【様式】

令和5年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：一般財団法人宮崎県内水面振興センター

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課（室）名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	うなぎ資源持続的利用対策事業業務委託	うなぎ稚魚の流通の適正化に関する調査業務、内水面漁業取締及び密漁防止業務の委託	38,495,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、「うなぎ稚魚の取扱いに関する条例」等に基づくうなぎ稚魚の流通の適正化に関する調査業務、内水面漁業取締及び密漁防止業務を委託するものである。 一般社団法人宮崎県内水面振興センターは、県警からの出向者を警備振興対策監として配置し、自己の採捕する河川でのうなぎ稚魚流通に関する情報収集の実績があり、かつ、同職員の指揮に基づき暴力団等の反社会的活動団体の妨害行為に対しても適切な対応のとれる能力・知見があるなど、県内で本業務を遂行可能な者は当法人をおいて他にないことから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	農政水産部 水産局 漁業管理課
2	カワウ生息状況調査業務	県内主要5河川におけるカワウの生息状況調査業務	10,030,000	第167条の2第1項第2号	本業務は、内水面の水産動植物の保護培養を目的として、カワウの生息状況を確認するなど本県において必要となる調査業務を委託するものである。 一般社団法人宮崎県内水面振興センターは、定款においても水産動植物の保護培養、環境保全等を行うことを明記しており、また、平成8年度から県の委託事業である「うなぎ資源適正管理推進事業」や類似の委託事業等を毎年受託し、河川の調査等のノウハウがあり、県内で本業務を遂行可能な者は当法人をおいて他にないことから、当法人と随意契約を締結することとしたものである。	農政水産部 水産局 漁業管理課